

平成25年度事業計画書

公益財団法人 中国労働衛生協会

平成 25 年度 事業計画

I 協会を取巻く社会経済情勢等

1 平成 25 年度の展望

平成 25 年度は、デフレからの脱却を目指す新政権の下、景気回復が期待されるが、製造業の海外移転、雇用の改善等困難な問題は山積しており、依然として厳しい経済環境の中での事業運営を余儀なくされると考えられる。

当協会は、「公益財団法人」として 3 年目を迎える。この間、積極的に公益事業を展開してきたが、改めて公益財団法人として何をなすべきか、何が出来るのかを考え、新しい取り組みを検討してみる必要がある。

また、本年度は、福山健診センターの高機能化を目的として、新しい健診センターを建築することとしている。

本センターは平成 26 年度からの稼働を予定しており、本年度はその準備の年度として全組織を挙げて万全を期さなければならない。

II 平成 25 年度の目標

- 1 住民を対象とした健康に関する啓発活動等、健康保持増進に寄与できる公益事業の推進を図る。
- 2 事業の総収入は 25.2 億円を確保する。
- 3 平成 25 年度予算の効率的な運用に努める。

III 主要基本施策

当協会の定款、第 3 条（目的）は、「本会は、健康診断、保健指導、作業環境測定及び健康の保持・増進に関する各種啓発資料の発行、講習会の開催並びに医学の研究に対する援助等を通じ、職域、地域及び学校等における健康管理、作業管理、作業環境管理の適正化を図り、もって、働く人々とその家族の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的を達成する為には、主要基本施策に掲げる事業活動を着実に実行することが必要である。

1 健康診断事業の推進

国民の健康確保への関心は年々高くなり、近年では、いわゆる「生活習慣病」、肺がん、大腸がん等の「がん疾患」の予防、早期発見等に期待が強い。

特に、がん疾患の予防については、国においても平成 19 年度から「がん

対策基本法」の施行や、がん検診の受診率向上を目指したキャンペーン及び乳がん、子宮がん、大腸がん検診の無料クーポン券を発行し取組みを強化している。

多くの一般住民を始め働く人々が、生涯を通して健康で明るい生活を送ることができる環境を整えることは、公益財団法人たる当協会の使命であることはいまでもない。

健康診断はその基礎をなすものであり、質の高い健康診断を積極的に提供する必要がある。

(1) 労働健診

前年度に引き続き、定期健診、特殊健診を実施するとともに、労災二次健診及びじん肺健康管理手帳所持者の健診を適切に実施し、受診者の疾病の予防・早期発見に努める。

本年 1 月より、特定化学物質障害予防規則が改正され、3 物質(インジウム化合物、コバルト化合物、エチルベンゼン)の健康診断が義務付けられた。電子部品製造及び金属塗装作業等がその対象事業場と考えられるので、それらを対象に規則改正の内容を説明し受診勧奨を行うこと。

なお、全国健康保険協会からの要請による、労働安全衛生法に基づく定期健診として実施された検査のうち、特定健康診査データの提供依頼については、引き続き積極的に協力する。

(2) 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診(ドック健診)については、前年度に引き続き健康保険組合等を通じて受診勧奨を行う。

なお、全国健康保険協会からも生活習慣病予防健診の実施率向上を要請されているので、協力的に推進を図る。

特に、鳥取、津山及び米子検診所の共用車として胃部デジタル検診車 2 台配車するので、従来にも増して全国健康保険協会生活習慣病予防健診の取組みを強化する。

また、胃部エックス線検査は、胃がんの早期発見の為にも間接撮影から直接撮影(デジタルを含む)への変更を推進する。

特定健康診査については、特定保健指導と相まって医療費の削減へと繋がるものであり、継続した特定健康診査の受診を積極的に働きかける。

なお、全国健康保険協会の保健事業は、各県支部毎に若干運用が異なることが考えられるので、契約検診所は協会支部との連携を密にし、効率的・効果的な健康診断の実施に努める。

(3) 地域住民に対する特定健康診査

尾道市及び江府町の特定健康診査は、引き続き関係行政機関と連携を密にし、より多くの住民に対して実施できるよう努める。

なお、他の市町における特定健康診査は、各健診センターでの対応が可能であることから、関係機関との連携を図りつつ積極的に推進する。

また、前年に引き続き、ヘリカルCTによる肺がん、乳がん、子宮がん検診の受診者数の増加を図るとともに、胃部デジタル撮影に移行させる努力をする。

(4) 社会的弱者に対する健康診断

ア 特別養護老人ホーム等の施設利用者に対する健康診断(無料の胸部エックス線検査)は、施設管理医師との連携・指示のもと昨年同様に継続して実施する。

イ 健康診断の受診機会に恵まれない離島、山間地に居住する人々に対して、従来どおり積極的にその場を提供する。

(5) 精密検査対象者への受診勧奨

健康診断結果により「精密検査依頼書」が発行された受診者に対し、精密検査を受診する動機づけ支援になるよう書面による受診勧奨を行う。

2 保健指導・健康教育事業の推進

国の施策である「健康日本21」(第2次)に基づいて各地方公共団体が策定する枠組みの中で、期待され、かつ、求められている役割を引き続き果たしていく必要がある。

特に、公益財団法人として、多くの地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図る(公益の推進)観点から、新たな視点に立った保健指導・健康教育を展開する必要がある。

(1) 産業医契約事業場に対する活動

産業医契約事業場に対する活動については、継続してこれを行い、契約事業場の健康管理・作業管理等を支援する。

(2) 特定保健指導の実施

特定保健指導については、受診者の健康を保持・増進する観点から極めて重要な役割を果たすものであり、中途脱落者が生じないよう各健康保険組合と更なる連携を図り、実効ある形で推進する。

(3) 保健指導契約事業場に対する活動

保健指導契約事業場に対する活動については、保健師による日常生活改善指導、健康管理に関する情報の提供等を更に充実し、その強化を図る。

(4) メンタルヘルスの推進

国は、職場のメンタルヘルス対策の充実・強化を図るため、再度労働安全衛生法改正案を今国会に提出し、事業者に一定のメンタルヘルスに関する健診項目を義務付けることを予定しているため、これに対応できるよう健康診断の実施方法及び手技等の開発準備を行う。

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会においては、平成 22 年度から「全衛連方式メンタルヘルスサービス事業」として会員機関を通じて先行的に実施している。

当協会においても、より高度なストレスチェックを要望する事業場に対しては全衛連方式メンタルヘルスサービス事業を利用することとしているので、引き続き全国労働衛生団体連合会が開催する「メンタルヘルス講習会」へ計画的に参加し、医師、保健師のスキルアップを図る。

また、働く人々のメンタルヘルスを推進するためには、職場での中間管理職等の“気付き”“傾聴”“コミュニケーションスキル”等が極めて重要であり、そのための教育・訓練を実施する事業主に対して支援活動を積極的に実施する。

(5) 健康づくり支援

働く人々或は地域住民の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康講座」は、公益目的事業の中核をなすものである。

したがって、本講座の開催にあたっては、心身の健康を含めた健康づくりを目的として時宜を得たテーマを設定し開催する。

なお、「心とからだの健康講座」は、ホームページへの開催記事の掲載、関係行政機関、産業保健推進センター等の協賛又は後援を得るなどして、企業の衛生管理担当者のみならず、広く一般住民の方々も気軽に参加できる健康講座として開催するよう努める。

(6) 健康づくりのためのイベント参加等

市町などが主催若しくは協賛する「健康まつり」等において、地域住民を対象にした無料の体力測定や保健指導などを引き続き積極的に実施する。

また、地方公共団体が主催若しくは協賛する、健康に関する協議会や行

事への参加の努力をする。

なお、地域自治会等が開催する健康に関する講話への講師派遣依頼があった場合にはこれに応じる。

3 作業環境測定事業の推進

作業環境測定は、作業環境管理のための指標を示す重要な手段であり、事業場にとって労働衛生管理の基本の1つである。引き続き徹底した精度管理のもと、作業環境測定基準に沿った精度の高い測定を行うこと。また、特定化学物質障害予防規則が改正されたので、インジウム、コバルト及びエチルベンゼンを使用している事業場に対し、作業環境測定の必要性を説明し実施する。

なお、必要に応じた特殊健診判定に関して測定データの反映に努力するとともに、一般住民へも役立つように行政等への還元のためのデータ資料作りや環境改善について等、無料相談にも応じる。

4 調査・広報事業の推進

季刊誌「BLOOM」、「健康だより」は、身近な健康の維持管理に役立つ情報をタイムリーに提供するものとして、その果たすべき役割は大きいものがある。

また、健康診断結果及び作業環境測定結果の集積データを分析し、その結果を関係行政機関等に提供することは、国或は地方公共団体の今後の施策立案にも大きく貢献するものである。

かかる観点から、常に内容を充実し国民のニーズに合った情報を提供するとともに、「BLOOM」、「健康だより」の配布先を充実し多くの国民の健康の保持・増進に役立つよう努める。

IV その他の基本施策

1 改正労働安全衛生法等の周知

- (1) 平成 25 年 1 月 1 日から、特定化学物質として、インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼンが追加されたことにより健康診断及び作業環境測定を積極的に推進する。
- (2) メンタルヘルス対策の充実・強化を図る為、改めて厚生労働省では改正案を提出する動きとなっているところである。
引き続き、法改正に関わる情報収集に努める。

2 個人情報の安全管理の徹底

当会は、健康情報という特に機微な個人情報を多数扱っている。

プライバシーマーク（Pマーク）認証取得以来多くの漏えい事故を発生させている。

もとより、事故の発生を未然に防止するためには、個人情報を取扱う個々の職員の安全管理に対する意識が重要である。そのためには教育を徹底し、かつ、PMS（個人情報保護マネジメントシステム）を着実に運用し、全職員への徹底した認識を持たせる必要がある。

過去の事故の例に学び、より強固な個人情報の安全な管理の徹底を図る。

3 労働衛生サービス機能評価基準を基にした自主監査の実施

労働衛生サービス機能評価基準に合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証することは、当協会にとって“外部の信頼を得る”ための重要な手段である。

引き続き労働衛生サービス機能の更なる向上を図るため、「自主監査実施要領」により、自主監査を的確に行う。

4 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障は本来あってはならないものである。

事故を未然に防止するためには、「標準作業書」に定める手順に従い業務を進めることが何より大切である。日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、不幸にして事故が発生した場合には「リスクマネジメント規程」に定めるところに従い、適切な対応策を講じる。

なお、日頃から「ヒヤリ・ハット事例」等をインシデントレポートにまとめ、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会で、活用することによって事故防止の徹底を図ること。また、必要な事案は事故等防止対策委員会へ報告し、事故防止対策を講じ再発防止を図る。

5 精度管理の徹底

健康診断、作業環境測定 of いずれにおいても、結果の精度は高いものでなければならない。そのためには、最新の知識、技術等が必要であり、これを習得することを目的に、引続き、医師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業環境測定士等は、職員研修、講習会等へ参加し、その資質向上に努めること。特に、胸部X線写真の撮影にあたっては機器等の整備点検に努め精度の維持・向上に努める。

6 予算の効率的・効果的執行

公益財団法人は、毎事業年度、収支相償が求められている。それを実現するためには、収入と支出の管理が必要になる。収入においては、月間計画を達成することで年度予算額の確保に努めること。支出においては機器の整備時期を徹底し、減価償却費の管理に努めるとともに、経費を精査して支出を削減し、年度予算額を超過しないように努める。

また、機器等の整備に関しては、中長期的視点に立った投資計画を策定し、重点指向に徹した予算の配分とその執行に努める。

7 職員の心身両面の健康づくり

職員が心身ともに健康で、生き活きと働くことができる職場を形成するため、引き続き「健康診断」「産業医による相談」を実施するほか、心の問題については、各級管理者から職員に対する「言葉掛け」を行い、状況把握に努める。

なお、心の健康を維持するためには、まず、各自が自身のストレスに気づくことが重要であり、各級管理者は気づきへの援助が出来るように日頃から職員の話に耳を傾け情報交換に努めること。また、具体的措置が必要とされる場合には、産業医、各級管理者、人事担当者等において検討し、適宜適切に対策を講ずる。

8 効率的なシステムの運用

協会の標準システムについては、運用開始後9年を経過し、現在では安定稼動が維持されている。“現行システムについては基本となる枠組みを維持しつつ、当面、システムの改良や改修を重ねること”との合意は得られているところであり、今年度もこの方針を継続する。

平成 25 年度 健康診断等実施計画

1 健康診断

項 目	人 員			金 額 (千円)		
	25 年度	24 年度	増 減	25 年度	24 年度	増 減
1 労働健診	219,540	227,439	-7,899	1,160,584	1,190,262	-29,678
(1)一般健診	170,805	177,818	-7,013	977,101	1,004,960	-27,859
①全項目健診	104,735	109,240	-4,505	786,860	811,118	-24,258
②省略健診	66,070	68,578	-2,508	190,241	193,842	-3,601
(2)雇入時健診	2,795	2,774	21	23,343	23,002	341
(3)特殊健診	43,965	42,909	1,056	141,397	138,717	2,680
(4)その他	1,975	3,938	-1,963	18,743	23,583	-4,840
2 生活習慣病予防健診	63,481	60,673	2,808	1,023,414	955,008	68,406
(1)協会けんぽ	42,284	39,917	2,367	666,039	628,421	37,618
(2)組合健保	21,197	20,756	441	357,375	326,587	30,788
3 がん検診等	9,391	9,081	310	35,046	36,382	-1,336
4 住民・学校健診	29,186	26,599	2,587	104,092	83,730	20,362
5 その他				7,272	6,758	514
小 計	321,598	323,792	-2,194	2,330,408	2,272,140	58,268
6 委託健診	12,306	15,049	-2,743	96,491	96,324	167
合 計	333,904	338,841	-4,937	2,426,899	2,368,464	58,435
7 社会的弱者健診	775	703	72			

2 保健指導・健康教育

項 目	事業場数等			金 額 (千円)		
	25 年度	24 年度	増 減	25 年度	24 年度	増 減
産業医活動	123	126	-3	38,303	40,437	-2,134
保健指導	28	29	-1	2,172	1,853	319
特定保健指導	72	72	0	8,189	5,907	2,282
特定保健指導 (委託)	45	60	-15	1,603	2,557	-954
心とからだの健康講座	6	6	0			
健康まつり	11	10	1			
地域自治会等健康講話	2	2	0			
メンタルヘルス	8	7	1	282	0	282

3 作業環境測定

項 目	単位作業場			金 額 (千円)		
	25 年度	24 年度	増 減	25 年度	24 年度	増 減
有機溶剤	636	638	-2	23,024	23,096	-72
粉じん	262	261	1	8,410	8,378	32
その他	294	283	11	9,119	8,779	340

4 調査・広報

BLOOM 年間 22,000 部

健康だより 年間 60,000 部

